

感対第641-7号
令和7年11月19日

各保健所長様

埼玉県保健医療部長 繩田 敬子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援に係る取扱いについて

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症患者に対する医療費公費支援（いわゆる28公費）の適用は、検査・外来・（旧）入院医療費は令和5年5月7日、治療薬・（新）入院医療費は令和6年3月31日に終了したところです。

令和7年5月28日の通知では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による、外来(28110609)・治療薬(28110807)・（新）入院医療費(28110708)の埼玉県への請求は、審査支払機関において医療機関及び薬局（以下、医療機関等という。）からの再審査請求を含めたすべての請求を返戻又は保留することを周知したところです。

今般、厚生労働省から事務連絡があり、令和7年12月請求分より、医療機関等からの再審査請求を含めた全ての請求を受け付けることとされました。

つきましては、令和8年2月請求分までが対象となりますので、未請求の医療機関等におかれましては早急に請求を行うよう、管内の埼玉県医師会非会員へ周知のほどよろしくお願ひいたします。

担当：感染症対策課 総務・補助金担当
電話：048-830-7500
Email：a7500-14@pref.saitama.lg.jp

事務連絡
令和7年11月14日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援に係る取扱いについて（依頼）

平素より、感染症対策等にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（以下「交付金」という。）による新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援については、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて」（令和7年5月21日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）において、令和7年4月請求分までの請求に係る再審査請求に対する公費支援の取扱いについて整理すること、当該取扱いが整理されるまでの間、社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会（以下「審査支払機関」という。）において医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）からの再審査請求を含めた全ての請求を返戻又は保留することをお示ししていたところです。

今般、下記のとおり、今後の公費支援の取扱いについて整理しましたので、各都道府県におかれましては、公費支援の実施に向けて必要な対応をお願いするとともに、管内医療機関等に対しその旨を周知いただくようよろしくお願いいたします。

記

1. 令和7年12月請求分以降の請求について

法別番号「28」のうち、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載等について」（令和2年4月30日保医発0430第4号 厚生労働省保険局医療課長通知）及び「新型コロナウイルス感染症の令和5

年10月以降の公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和5年9月28日保医発0928第1号厚生労働省保険局医療課長通知、令和5年11月7日最終改正）による公費負担者番号に係る請求については、現在、審査支払機関において全ての請求を返戻又は保留いただいているところですが、今般、医療機関等からの請求に対する公費支援を実施するために必要な予算を厚生労働省において確保したため、令和7年12月請求分より、医療機関等からの再審査請求を含めた全ての請求を受け付けていただくよう、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援の実施について（依頼）」（令和7年11月14日社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会宛て厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）により審査支払機関に対して依頼したところです。

各都道府県におかれましては、「令和7年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の交付について」（令和7年11月14日厚生労働省発感1114第7号厚生労働事務次官通知）及び「令和7年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」（令和7年11月14日感発1114第1号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知）に基づき、審査支払機関からの公費支援分の請求についてご対応いただくようお願いいたします。

なお、令和8年2月請求分までが対象となりますので、未請求の医療機関等に対して早急に請求を行うよう周知をお願いします。

2. 令和7年度への事故繰越予算の活用について

「新型コロナウイルス感染症患者等に係る公費支援の対応終了について」（令和7年3月31日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）により、令和7年2月10日までにやむを得ず審査支払機関への請求が間に合わなかった場合の措置として、令和7年5月末までを事業完了予定期日として各都道府県において交付金の事故繰越による対応を行い、「令和5年度（令和7年度への繰越し）新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）に係る事業完了予定期日の変更に関する指示書」（令和7年5月30日厚生労働省発医政0530第11号・厚生労働省発感0530第10号・厚生労働省発医薬0530第75号）により、事業完了予定期日を令和8年3月末まで延長することを承認したところです。事故繰越予算については、令和8年度への更なる繰越を行うことができませんので、事故繰越の対象のうち未請求の医療機関等がある場合は、本年度中に請求を行うよう改めて周知いただくようお願いいたします。

また、事故繰越に当たっては、各都道府県と財務局の間で、事故繰越の対象となる医療機関等や所要額を個別に協議した上で財務局から承認を受けて

いるものと承知しております。そのため、事故繰越対象の医療機関等からの請求については事故繰越予算から支出いただく必要があり、今回新たに措置した予算から支出することは認められないため、予算の執行に際してご留意いただくようお願ひいたします。